

## 入札公告共通事項

香川県土地改良事業団体連合会

### 第1 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であることとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
- 2 入札書提出期限日から落札者決定の日までの間に、香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号。以下「措置要領」という。）による指名停止期間中の者でないこと。
- 3 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和55年香川県告示第427号。以下「資格基準」という。）第3条第3項の規定に基づく資格審査において格付を受けた者。
- (2) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者で、資格基準第3条第3項の規定に基づく資格審査において格付を受けた者。

### 第2 入札書の提出

#### 1 入札書の提出方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。

入札期間は、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「入札書の提出」のとおりとする。

- 2 香川県土地改良事業団体連合会電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）の規定に基づき入札執行者（入札代行者）の承諾を得た場合に限り、紙による入札書を持参により提出することができる。

この場合は、開札日前で入札執行者（入札代行者）の指定する日時及び場所に持参すること。

### 第3 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 第4 入札書に添付して提出する書類

1 入札参加希望者は、第2の電子入札システムによる入札書提出を行う際、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「入札書に添付して提出する書類」に掲げる書類（以下「添付資料」という。）の電子ファイルを入札書に添付して提出しなければならない。

ただし、電子入札運用基準の規定に基づき入札執行者（入札代行者）の承諾を得た場合に限り、紙による添付資料を持参により提出することができる。

この場合は、開札日前で入札執行者（入札代行者）の指定する日時及び場所に持参すること。

2 その他

- (1) 添付資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された添付資料は、返却しない。
- (3) 提出後、添付資料の差替え、追加及び再提出は認めない。

#### 第5 入札の無効等

1 添付資料を期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。

3 入札回数は1回とし、入札公告個別事項「入札に付する事項」の「予定価格」に示す予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を超える入札をした者は失格とする。

4 最低制限価格を設定した工事においては、最低制限価格未満の入札をした者は失格とする。

#### 第6 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札保証金の納付は免除する。

2 契約保証金 発注者の定めるところによる。

#### 第7 開札の執行及び落札候補者の決定方法

1 開札日時及び場所については、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「開札」のとおりとする。

2 価格競争の場合の落札候補者の決定方法

入札公告個別事項「入札に付する事項」に示す落札方式が価格競争の場合は、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格（最低制限価格を設定した工事は、最低制限価格を下らない最低の価格）をもって入札をした者を落札候補者とした上で、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、電子入札システムによる電子くじにより第1順位の落札候補者を決定するものとする。

## 第8 入札参加資格の事後確認及び落札者の決定方法

### 1 落札候補者が提出する追加資料

開札後、落札候補者となった者へは、電話連絡等により、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「追加資料の提出」に掲げる書類（以下「追加資料」という。）の提出を求めるものとする。

連絡を受けた者は、追加資料を入札公告個別事項「追加資料の提出」に掲げる期限、場所に提出しなければならない。

ただし、当該落札候補者が入札書に添付して提出した書類から入札参加資格が明らかに認められない場合は、当該落札候補者に追加資料の提出を求めないことができる。

### 2 落札者の決定方法

落札候補者から提出された添付資料及び追加資料（前項の規定により提出を求めた場合に限る。）の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があると認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

追加資料を期限までに提出しない場合又は入札参加資格が認められなかった場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者から追加資料の提出を求め、審査を行うものとする。

ただし、当該次順位者が入札書に添付して提出した書類から入札参加資格が明らかに認められない場合は、当該次順位者に追加資料の提出を求めないことができる。

なお、落札者が決定するまで順に同様の手続きを行うものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

### 3 落札者の通知

落札者が決定した場合は、入札参加者に対して、電子入札システムにより通知するものとする。

ただし、紙による入札参加者については、落札者の場合のみ書面により通知をし、他の場合は、入札結果の公表をもって落札決定の通知とする。

### 4 無効通知書

入札参加資格が認められなかった者については、電子入札システムにより、無効通知書を送付するものとする。

紙による入札参加者については、書面により通知するものとする。

## 5 その他

- (1) 追加資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された追加資料は、返却しない。

## 第9 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- 1 第8の2の審査により入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、入札執行者（入札代行者）に対して説明を求めることができる。
- 2 1の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を持参若しくは郵送（提出期限内必着）又は電子入札システムの説明要求機能により提出するものとし、ファックスによるものは受け付けない。
  - ・提出期限 第8の4の通知をした日の翌日から起算して5日以内(本会の休日を除く。)
  - ・提出時間 8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。)
  - ・提出場所 入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「開札」に掲げる場所。
- 3 1の説明を求めた者に対する回答は、2の請求期限日の翌日から起算して5日以内（本会の休日を除く。）に、書面又は電子入札システムにより行う。

## 第10 契約の締結に関する事項

- 1 工事請負契約書作成の要否 要する。
- 2 落札者となった場合は、工事請負契約書の作成の前に、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者届出書を契約担当者に提出すること。

ただし、契約担当者が書面による確認は必要ないと判断したときは、この限りでない。
- 3 この工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律により分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた対象建設工事に該当する場合は、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札すること。

また、分別解体等の方法等を工事請負契約書に記載するため、落札者は落札決定後に行う協議に応じること。
- 4 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札公告個別事項「入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

## 第11 支払条件

入札公告個別事項の工事代金支払条件は、原則竣工払のみとするが、前金払又は部分払の欄が有と記している場合は、次によるものとする。

## 1 前払金

前払金の保証契約締結に基づき希望により、請負代金額200万円以上の工事につき、請負代金額の100分の40以内の額を支払う。

## 2 部分払

請負代金額100万円以上の工事について、完成前に、出来形部分並びに工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について支払う。

## 第12 その他

1 入札参加者は、この公告のほか、入札公告個別事項、入札参加者心得、電子入札運用基準、発注者である土地改良区（連合）が制定又は準用する建設工事執行規則及び、発注者が示す工事請負契約約款の内容を遵守しなければならない。

2 次に掲げる場合は、措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。

(1) 添付書類及び追加資料に虚偽の記載をした場合。

(2) 正当な理由（他の案件を落札したこと等により配置予定技術者を配置できなくなる場合）がなく落札候補者が追加資料を期限までに提出しない場合。

(3) 入札金額に錯誤があるとして、入札の無効を申し出た場合。

(4) 落札者が契約を締結しない場合。

(5) その他入札に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められる場合。

3 入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「入札書に添付して提出する書類」において、配置予定技術者についての様式の提出を求めている工事においては、落札者は、当該様式に記載した配置予定技術者から現場に配置する監理（主任）技術者（建設業法第26条第3項に規定する工事の場合は、専任の監理（主任）技術者。以下同じ。）を選任すること。

4 第10 契約の締結に関する事項及び第11 支払条件に関する事項については、発注者である土地改良区（連合）の所掌事項であり、当該発注者が契約担当者となる。